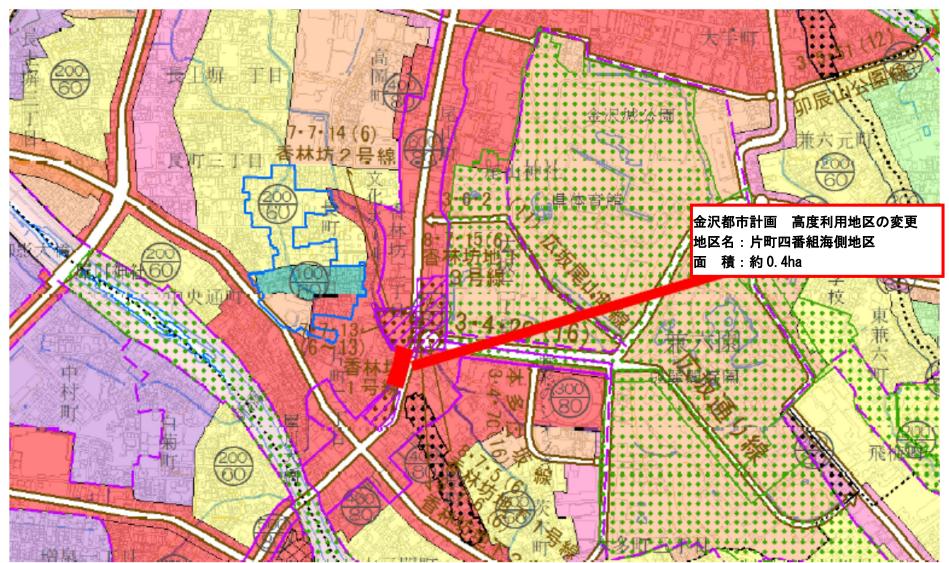
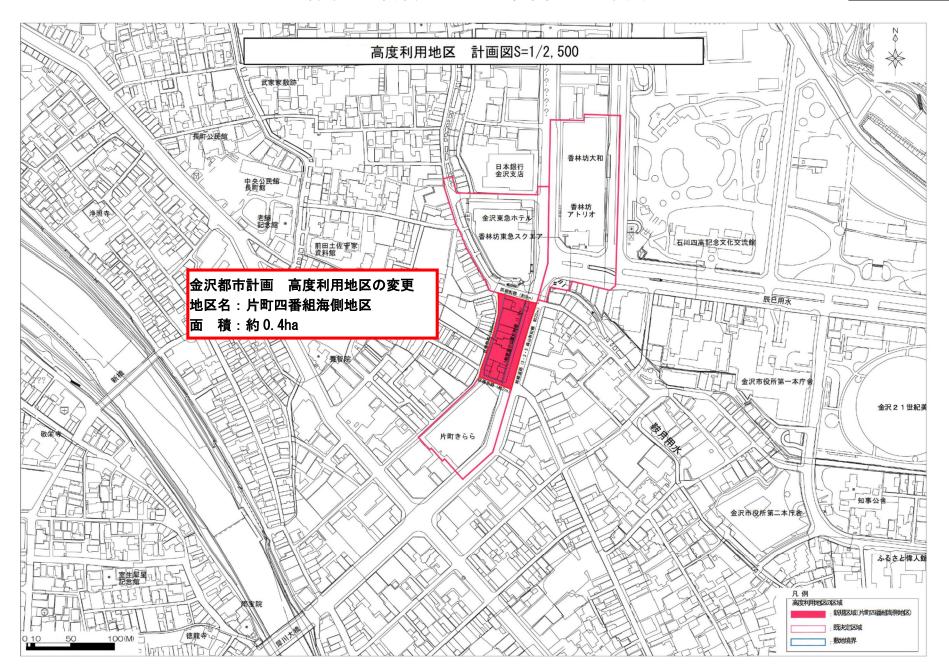
金沢都市計画高度利用地区の変更(金沢市決定)

位 置 図





金沢都市計画高度利用地区の変更(金沢市決定)



金沢都市計画高度利用地区の変更(金沢市決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

上段朱書きは変更前

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (金沢駅・武蔵北地区)	約 1.7ha	60/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市此花町および本町1丁目の各一部
高度利用地区 (金沢駅・武蔵中地区)	約 0.4ha	40/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市安江町の一部
高度利用地区 (武蔵ヶ辻地区)	約 3.1ha	60/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市安江町および武蔵町の各一部壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (香林坊第一地区)	約 1.0ha	65/10	30/10	7/10	200 ㎡以上	金沢市香林坊2丁目の一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (香林坊第二地区)	約 1.5ha	70/10	30/10	7/10	200 ㎡以上	金沢市香林坊1丁目の一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (金沢駅前第二地区)	約 1.4ha	60/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市昭和町、玉井町、島田町、本町2丁目、 北安江町および柳町の各一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (金沢駅前第一地区街区1)	約 1.4ha	75/10	30/10	5/10	500 ㎡以上	金沢市本町2丁目の一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (金沢駅前第一地区街区2)	約 0.1ha	60/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市本町2丁目の一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (金沢駅・武蔵北第五工区)	約 2.0ha	70/10	30/10	7/10	200 ㎡以上	金沢市本町1丁目および安江町の各一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (武蔵ヶ辻第四地区)	約 0.9ha	60/10	20/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市武蔵町、下堤町および青草町の各一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (片町 A 地区)	約 0.6ha	60/10	20/10	8/10	200 ㎡以上	金沢市片町2丁目の一部 壁面の位置の制限あり
高度利用地区 (金沢駅武蔵南地区)	約 0. 5ha	60/10	30/10	8/10	200 ㎡以上	安江町の一部 壁面の位置の制限あり
_ 高度利用地区 (片町四番組海側地区)	— 約 0. 4ha	_ 65∕10	_ 20/10	_ 7∕10	— 200 ㎡以上	ー 金沢市片町2丁目の一部 壁面の位置の制限あり
<u>수</u> 計	約 14.6ha 約 15.0ha					

(変更前) ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号または第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は<mark>同条第5項第1号に</mark>該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

(変更後) ただし、建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法第53条第3項第1号または第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、 同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。

理 由

片町四番組海側地区の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため市街地再開発事業に併せ計画変更するものである。また、建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を改める。